

地方公共団体が策定している多文化共生に係る 指針・計画等の調査結果報告(速報)

令和2年1月

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所

I . 調査概要

1. 調査趣旨

- 2006年に総務省が「地域における多文化共生推進プラン」（以下『総務省プラン』）を策定して十数年が経過し、多文化共生施策を取り巻く状況は大きく変化した。
- 外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議において「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（2018.12）や「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策の充実について」（2019.6）が策定・決定されるなど、政府全体として外国人施策に対応する動きが出ている。
- このような動きがある中、地方公共団体においても多文化共生の推進に関する指針・計画の策定や改訂が行われ、新たな視点を盛り込む動きもあることから、今後の多文化共生施策のあり方の検討に向け、直近3年以内に策定又は改訂された指針・計画から該当の記述を抽出し、総務省プランの項目立てとの対比表を作成した。

1. 地域における多文化共生の意義

- 多文化共生に関わる計画等の策定の経緯
- 外国人住民の受入れ主体としての地域
- 外国人住民の人権保障
- 地域の活性化
- 住民の異文化理解力の向上
- ユニバーサルデザインのまちづくり

2. 地域における多文化共生の基本的考え方

- コミュニケーション支援
- 生活支援
- 多文化共生の地域づくり
- 多文化共生施策の推進体制の整備

3. 地域における多文化共生の推進に係る具体的な施策

- コミュニケーション支援
 - 地域における情報の多言語化
 - 日本語及び日本社会に関する学習支援
- ...



1-3. 外国人住民の人権保障

1-2. 外国人住民の受入

1-1. 多文化共生に関わる計画等の策定の経緯

総務省 プラン	~~~~~ ~~~~~
AA県	~~~~~ ~~~~~
BB県	~~~~~ ~~~~~
CC県 NN市	~~~~~ ~~~~~
DD県 OO市	~~~~~ ~~~~~
EE県 PP町	~~~~~ ~~~~~

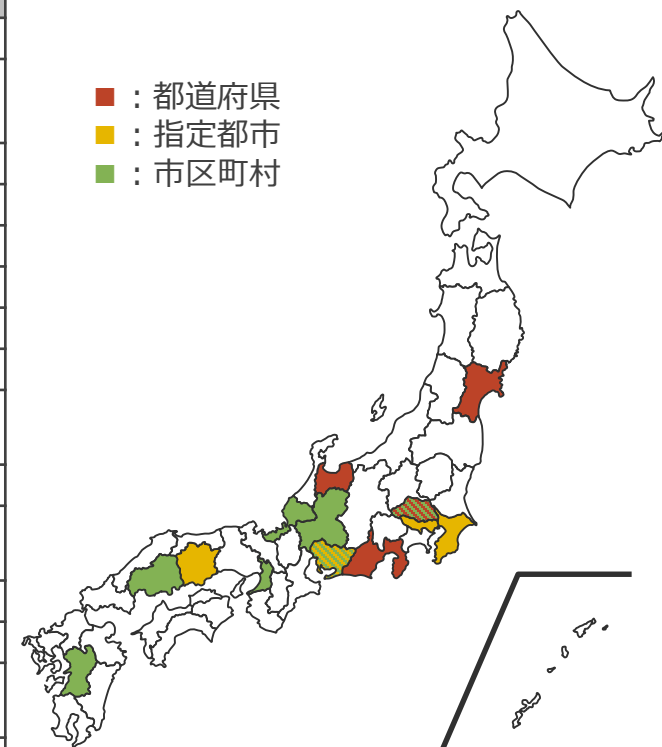
「地域における多文化共生推進プラン」の観点

「対比表」の構成

2. 調査対象団体

「過去3年以内に策定または改訂している」、「多文化共生推進プランを他の指針や総合計画とは別に、単独で策定している」、「外国人住民比率が比較的高い」の3観点を中心に、下表のとおり15団体を調査対象として選定した。

区分	自治体名	指針・計画名	策定年 (括弧内は初回策定年)	外国人 住民比率※
都道府県	宮城県	第3期宮城県多文化共生社会推進計画	2019年 (2009年)	0.9%
	埼玉県	埼玉県多文化共生推進プラン (平成29年度～33年度)	2018年	2.4%
	富山県	富山県外国人材活躍・多文化共生推進プラン	2019年	1.7%
	静岡県	ふじのくに多文化共生推進基本計画	2018年	2.4%
政令指定市	千葉市	千葉市多文化共生のまちづくり推進指針	2017年	2.9%
	名古屋市	第2次名古屋市多文化共生推進プラン	2019年 (2012年)	3.8%
	岡山市	岡山市多文化共生社会推進プラン	2019年	1.9%
市町村	埼玉県川口市	第2次川口市多文化共生指針	2018年	6.3%
	東京都港区	港区国際化推進プラン 平成30年度～平成32年度	2018年 (2015年)	8.4%
	福井県越前市	越前市多文化共生推進プラン	2019年	5.2%
	岐阜県美濃加茂市	第3次美濃加茂市多文化共生推進プラン	2019年 (2009年)	9.6%
	愛知県知立市	知立市多文化共生推進プラン2017-2021	2017年	7.6%
	大阪府吹田市	吹田市多文化共生推進指針	2017年	1.5%
	広島県安芸高田市	第2次安芸高田市多文化共生推進プラン	2018年 (2013年)	2.5%
	熊本県八代市	やつしろ国際化推進ビジョン ～世界の笑顔が花咲く国際都市やつしろ～	2019年	2.0%



※ 都道府県は「多文化共生の推進に関する研究会」第1回資料6を参照。

市区町村は「在留外国人統計」(2019年6月末時点)、「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」(2019年1月1日時点)から算出。

Ⅱ. 調査結果

INDEX

速報版では、各団体の指針等に記載されている具体的な施策について、15団体の特徴的な内容を抽出した。

総務省プランの項目	頁
1. 地域における多文化共生の意義	
(1) 多文化共生に関わる計画等の策定の経緯	※
(2) 外国人住民の受入れ主体としての地域	※
(3) 外国人住民の人権保障	※
(4) 地域の活性化	※
(5) 住民の異文化理解力の向上	※
(6) ユニバーサルデザインのまちづくり	※
(7) その他	※
2. 地域における多文化共生の基本的考え方	
(1) コミュニケーション支援	※
(2) 生活支援	※
(3) 多文化共生の地域づくり	※
(4) 多文化共生施策の推進体制の整備	※
(5) その他	※

※ 1.及び2.は次回報告予定

総務省プランの項目	頁
3. 地域における多文化共生の推進に係る具体的な施策	
(1) コミュニケーション支援	–
① 地域における情報の多言語化	7
② 日本語及び日本社会に関する学習支援	15
③ その他	18
(2) 生活支援	–
① 居住	19
② 教育	23
③ 労働環境	33
④ 医療・健康・福祉	39
⑤ 防災	45
⑥ その他	53
(3) 多文化共生の地域づくり	–
① 地域社会に対する意識啓発	57
② 外国人住民の自立と社会参画	63
③ その他	67

3. 地域における多文化共生の推進に係る具体的な施策

(1) コミュニケーション支援

① 地域における情報の多言語化

総務省プランの記述

ア. 多様な言語、多様なメディアによる行政・生活情報の提供

- ・ 住民に提供される行政サービスや履行しなければならない義務の内容、地域社会で生活する上で必要となるルールや慣習、地域が主催するイベント等については、多様な言語・多様なメディアによる情報提供を行うこと。
- ・ なお、多様な言語による情報の提供に関しては、窓口のみならずコミュニティ施設や日本語教室等、効果的な流通ルートを確保すること。

イ. 外国人住民の生活相談のための窓口の設置、専門家の養成

- ・ 外国人住民が行政・生活情報を入手し、地域生活で生じる様々な問題について相談できるよう、外国人住民の生活相談のための窓口や情報センターを設置すること。

ウ. NPO等との連携による多言語情報の提供

- ・ 通訳ボランティアを育成するとともに、外国人住民への支援に取り組むNPOや外国人の自助組織等と連携の上、多様な言語による情報提供を推進すること。

エ. 地域の外国人住民の相談員等としての活用

- ・ 外国人住民が地域生活で抱えている問題は、同じような文化的・社会的背景を有する外国人住民が一番理解できる立場にあるため、地域の外国人住民を相談員等として活用すること。

以降のページで紹介する独自記述では、指針等に記載の施策をこの記号の区分により分類しています。

3. 地域における多文化共生の推進に係る具体的な施策

(1) コミュニケーション支援

① 地域における情報の多言語化

地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
都道府県	宮城県	<p>【これまでの主な取組】(1) 日本で暮らすための言語・ルール・情報の提供 ② 行政・生活情報の提供</p> <p>ア. ・多言語生活情報の提供等 [市町村] ・多言語情報紙、生活ガイドブックの作成・発行、SNSによる情報発信 [県国際化協会]</p> <p>イ. ・外国人支援通訳サポーター紹介・育成等 [県国際化協会] ・相談窓口対応職員等研修等 [県] ・外国人相談対応体制の整備等 [市町村]</p> <p>ウ. ・みやぎ外国人相談センターの設置 (県国際化協会への委託事業)</p> <p>エ. ・各種サポーターとしての外国人材の活用 [県国際化協会]</p> <p>【施策の方向性と事業の取組方針】(ア)</p> <p><u>生活上必要な情報や災害時の情報について、多言語ややさしい日本語により提供するとともに、通訳ボランティア等の活用の推進や関係機関に対する多言語対応の啓発を行います。また、大規模災害時等においても外国人県民の安全安心を確保するため、市町村間や県域を越えた連携を図るよう努めます。</u> さらに、保健福祉関連や労働関連、日常生活関連の相談窓口において通訳等の活用による多言語対応を行います。また、ICT (情報通信技術) やスマートフォンなどのツールを活用することで、更に多くの情報を提供できる可能性があります。</p>

3. 地域における多文化共生の推進に係る具体的な施策

(1) コミュニケーション支援

① 地域における情報の多言語化

地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
都道府県	埼玉県	<p>ア. ・外国人住民向けに多言語（英語、中国語、スペイン語、ポルトガル語、韓国・朝鮮語、タガログ語 及び日本語）で、生活情報や各種行政情報を提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「埼玉県外国人の生活ガイド」を作成し、県ホームページに掲載 ・ホームページにおける外国人住民に関係するページの多言語化を推進します。 ・外国人に情報を伝達する有効な手段の一つとして、外国人に分かりやすい「やさしい日本語」の普及を進めます。 ・海外資料の図書、雑誌・新聞、パンフレットなどの資料を収集し、市町村立図書館との連携による海外資料サービスを提供するとともに、図書館ホームページの情報の多言語化を推進します。 ・道路案内標識の整備 ・県有施設等における案内表示などのローマ字・英語併記、ルビ振りの推進 <p>イ. ・外国人総合相談センター埼玉の運営：外国人からの様々な困りごとの電話に対し多言語（英語、スペイン語、中国語、ポルトガル語、韓国・朝鮮語、タガログ語、タイ語、ベトナム語及びやさしい日本語）で生活相談に応じ、適切な情報提供を行います。また、公共機関（県、市町村、病院等）の窓口などにおいて電話での通訳を実施するとともに、入管制度、労働問題及び法律問題といった専門的な相談に対しては、専門家と連携して電話や対面で専門相談を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国人相談員の支援 ・相談機関の連携 <p>エ. ・キーパーソンを活用した地域づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多文化共生社会の担い手となるキーパーソンを活用して外国人住民への行政情報の伝達や生活ルールの周知を図り、外国人住民の地域活動への参加を進めます。また、多文化共生の地域づくりのリーダーとして活躍してもらうため、キーパーソンの資質の向上を図ります。

3. 地域における多文化共生の推進に係る具体的な施策

(1) コミュニケーション支援

① 地域における情報の多言語化

地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
都道府県	富山県	<p>ア. ・HP・ガイドブック・各種申請様式等の多言語対応の充実 ・SNS等の活用など新たな情報発信 ・県HPの外国人向けコンテンツの充実 ・外国人対応の増加が想定される県の窓口等への多言語自動翻訳機の設置 ・外国人住民への多言語メールマガジンの配信（外国人向け生活情報・防災情報等の周知）</p> <p>イ. ・行政・生活全般の情報提供・相談対応を多言語で行う「外国人ワンストップ相談センター」の設置・運営 ・三者通訳機（トリオフォン）による生活相談の電話サポート ・厚生労働省富山労働局やハローワーク等における外国人向け相談業務の実施 ・日本語教育や通訳・翻訳に携わる人材確保・育成についての検討 ・国際交流人材バンクによる通訳・翻訳、災害時外国人支援等ができる人材の登録、紹介</p> <p>ウ. 「外国人ワンストップ相談センター」における外国人支援団体（日本語教室、NPO法人等）との連携会議の開催</p> <p>エ. ・日本語ボランティア養成講座の開催 ・日本語教室運営アドバイザーの派遣</p>
政令指定都市	千葉県 千葉市	<p>ア. ・日本語が十分に理解できない外国人市民にも等しく情報が行き渡るよう、SNS等を活用し、多言語での情報発信を進めます。 ・公共施設等の多言語表記を進め、日本語が十分に理解できない外国人市民にも、生活しやすい環境づくりに努めると同時に、各種広報物等を制作する際に、内容に応じて多言語への翻訳も検討します。 ・本市での生活に役立つ情報として日常生活に必要な事柄をまとめた「生活ガイドブック」や、市政だより等の有益な情報を掲載した千葉市国際交流協会の「生活情報誌」の充実や周知に努めます。 ・市が作成している多言語パンフレットなどの情報を一元管理し広くお知らせすることで、外国人市民の方が必要とする情報へより容易にアクセスできるように取組みを進めていきます。 ・市内には100以上の国と地域出身の方がいるため、外国人市民の母語全てに対応することはできませんが、「やさしい日本語」であれば理解できる方がいることから、「やさしい日本語」の普及に努めます。</p> <p>イ. 「通訳ボランティア・スキルアップ講座」や「通訳ボランティア・フォローアップ講座」を開催</p>

3. 地域における多文化共生の推進に係る具体的な施策

(1) コミュニケーション支援

① 地域における情報の多言語化

地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
政令指定都市	愛知県 名古屋市	<p>ア. ・名古屋市外国語版ウェブサイト、名古屋生活ガイドをはじめ、名古屋国際センターの情報カウンター・ウェブサイト・ソーシャルメディア、ラジオ放送、エスニックメディア等を活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市政ガイダンスの実施 ・ナゴヤカレンダーの拡充 ・窓口での「名古屋転ウェルカムキット」の配布 ・「やさしい日本語」を使った情報提供 <p>イ. ・多言語での相談の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・テレビ電話通訳 ・通訳派遣 ・区役所窓口への通訳配置 ・職員の多文化対応力向上研修 <p>ウ. ・語学ボランティア派遣</p>
政令指定都市	岡山県 岡山市	<p>ア. ・案内看板などを多言語化するとともに絵図や分かりやすい表現を使う</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政情報の多言語化や振りがなに加え「やさしい日本語」を使い分かりやすい表現にする ・市ホームページや市民共同利用型ウェブサイト、SNSを通じて多言語で正確な情報提供を進める ・「多言語情報一覧」を市ホームページに載せる <p>イ. ・通訳を交えた対応や出張による通訳を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国人市民向け相談窓口を充実し、広く知らせるとともに出入国、社会保険、保健・福祉、労働、教育などの関係機関や民間団体と連携を進め効果的な相談体制を整える <p>ウ. 岡山市国際交流協議会などと連携してボランティア通訳・翻訳の活用を進める</p>

3. 地域における多文化共生の推進に係る具体的な施策

(1) コミュニケーション支援

① 地域における情報の多言語化

地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
市区町村	東京都港区	<p>ア. ・的確な情報提供方法の検討 ・「港区行政情報多言語化ガイドライン」に基づいた行政情報の多言語化と的確な情報提供 ・行政情報多言語化加速事業 ・本庁舎及び各総合支所等の区有施設の案内サイン等の多言語化</p> <p>イ. ・港区国際交流協会における有償通訳ボランティアの拡充 ・情報の集約による利便性の向上 ・職員の多文化共生意識の向上 ・職員の語学力の把握による適材適所の配置</p> <p>ウ. ・商店街等多言語対応力向上支援</p>
市区町村	埼玉県川口市	<p>ア. ・ホームページ自動翻訳サービス ・市営駐車場案内看板の整備 ・多言語通翻訳 ・多文化共生情報誌 ・外国語版家庭ごみの分け方・出し方、外国語版家庭ごみ収集日早見表、川口市ごみの分別ガイド(WEBアプリ) ・外国語版転出・転入時手続きご案内 ・外国語資料の収集および提供 ・各種申込書の外国人利用者対応 ・外国語版ホームページ ・カウンター標記や掲示物の外国人利用者対応(中央図書館のみ) ・企画展覧会図録の発行</p> <p>イ. ・外国人相談窓口 ・外国人通訳・相談出張窓口、外国人諸手続相談</p>

3. 地域における多文化共生の推進に係る具体的な施策

(1) コミュニケーション支援

① 地域における情報の多言語化

地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
市区町村	福井県 越前市	<p>ア. ・外国人市民支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【重点施策】市広報紙外国語版発行による外国人市民への情報提供 ・【重点施策】多言語・多文化啓発セミナー開催事業 ・各種案内・通知等の多言語化 ・サインのユニバーサル化推進 ・【重点施策】やさしい日本語の普及促進 ・【重点施策】多言語翻訳機の導入 ・外出機会の創出拡大による郷土への愛着高揚（多言語お出かけマップの充実） <p>イ. ・職員人材育成事業（外国人一括相談窓口の開設）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員人材育成事業（職員採用時における加点） ・外国人市民相談事業（ポルトガル語、中国語に加え、多言語に対応できる窓口支援・相談体制を整備） <p>ウ. 日本人市民と外国人市民が意思疎通をスムーズに図ることができるための通訳人材の育成に係る国・県への支援要望の実施</p>
市区町村	岐阜県 美濃加茂市	<p>ア. ・外国語版広報紙やフェイスブック、メール配信など、さまざまな媒体で行政情報などを提供します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国人市民が多く利用する施設や関係団体などと連携し、情報提供します。 ・必要な情報を多言語や「やさしい日本語」などで提供します。

3. 地域における多文化共生の推進に係る具体的な施策

(1) コミュニケーション支援

① 地域における情報の多言語化

地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
市区町村	愛知県 知立市	<p>ア. 多言語による情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政サービスや生活のルール、日本の社会制度について理解してもらえるよう、また、生活していくうえで必要な行政サービスの情報を多言語で提供するとともに、ホームページの多言語閲覧を充実します。 ・広報掲載記事の中で、特に外国人に周知したい記事を英語・ポルトガル語で記載するとともに、自動翻訳システムにより、ホームページが多言語で閲覧できます。 <p>イ. 外国人相談窓口の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ポルトガル語の通訳を市役所及び保健センターに配置し、各課で各種相談・通訳補助を実施しています。多文化共生センターでは、曜日によって通訳が常駐し、相談を実施しています。
市区町村	大阪府 吹田市	<p>ア. ・年金や保育等各種行政手続きにおいて、外国語版のパンフレットを作成し、制度の周知などに努めています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・図書館では、外国語の利用案内を作成し、日本語学習に役立つ図書のほか、外国語で書かれた資料も収集し貸出ししています。
市区町村	広島県 安芸高田市	<p>ア. 行政情報や観光情報を多言語により発信します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 安芸高田市のホームページに多言語対応のページを追加 2) 観光や地域の情報をSNSで発信 3) 上記実施のための調査研究 <p>イ. ・日本語学習支援者養成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・拠点施設における外国人の生活相談 ・多様性あるまちづくりを推進するコーディネーター制度の確立
市区町村	熊本県 八代市	<p>ア. 情報提供や案内表示の多言語化の推進</p> <p>イ. ・外国人市民の相談体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市職員のスキルアップのための研修強化

3. 地域における多文化共生の推進に係る具体的な施策

(1) コミュニケーション支援

② 日本語及び日本社会に関する学習支援

総務省プランの記述

ア. 地域生活開始時におけるオリエンテーションの実施

- 外国人登録時等の機会を利用し、外国人が地域住民としての生活を開始してからできるだけ早い時期にオリエンテーションを実施し、行政情報や日本社会の習慣等について学習する機会を提供すること。

イ. 日本語および日本社会に関する学習機会の提供

- オリエンテーションの実施後も、外国人住民が継続的に日本語および日本社会を学習するための機会の提供を行うこと。

3. 地域における多文化共生の推進に係る具体的な施策

(1) コミュニケーション支援

② 日本語及び日本社会に関する学習支援

地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
都道府県	宮城県	ア. ・ニューカマーのための生活適応支援プログラム イ. ・日本語講座の開設等 ・日本語ボランティア支援
都道府県	埼玉県	ア. ・日本語学習の啓発や情報提供 ・外国人看護師候補者日本語習得支援、外国人介護福祉士候補者日本語習得支援
都道府県	富山県	ア. ・ 「外国人ワンストップ相談センター」における日本語教室等に関する情報の一元的な提供 ・ 生活オリエンテーションを兼ねた初期日本語教室の充実 （【現在】県内4か所：射水市、氷見市、黒部市、南砺市） イ. ・ 外国人技能実習生への日本語研修の支援（受入機関に対する助成） ・ボランティアによる日本語教室の開催
都道府県	静岡県	イ. ・地域日本語教室を活用した多文化共生の地域づくりを検討する研修会等を開催し、外国人県民の日本語・日本文化の学習機会の増加に努めるとともに、地域日本語教室と行政が連携し、 多文化共生の課題解決の場として地域日本語教室を活用できる仕組みづくり を推進します。 ・ 技能検定基礎級の合格率をあげるため、外国人技能実習生を対象とした日本語研修を実施 します。
政令指定都市	千葉県 千葉市	ア. 「初期日本語集中教室」「日本語通級指導教室」の運営 イ. ・名古屋国際センターにおける日本語教室、「 子ども日本語教室 」の運営 ・市内日本語教室との協働 ・日本語ボランティア活動の促進
政令指定都市	愛知県 名古屋市	イ. ・ やさしい日本語講座 、公民館や岡山氏国際交流協議会などと連携して語学教室を開催する ・ 日本語教室の教材にいろいろな行政情報を使う
政令指定都市	岡山市	ア. 外国人住民対象の税と年金の講習会 イ. ・ボランティア日本語教室 ・日本語ボランティア支援事業 ・日本語補充指導教室事業

3. 地域における多文化共生の推進に係る具体的な施策

(1) コミュニケーション支援

② 日本語及び日本社会に関する学習支援

地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
市区町村	東京都 港区	イ. 港区国際交流協会による日本語教室を受講する区内在住、在勤、在学の外国人に対して、 受講料の一部を助成し、日本語の習得を支援
市区町村	福井県 越前市	イ. ・【重点施策】国際交流推進事業（日本語教室事業） ・外国人市民の地域参画に向けた日本語教室の実施（休日、夜間等の開催の充実） ・国際交流協会の外国人支援事業に係るコミュニティ助成事業の活用
市区町村	岐阜県 美濃加茂市	イ. ・日本語や日本社会についての学習機会を外国人市民へ幅広く提供します。 ・企業が外国人従業員のために行う日本語学習を支援します。 ・相互理解のために日本人市民と外国人市民がお互いの言葉を学び合います。 ・円滑なコミュニケーションのために、「やさしい日本語」の活用を推進します。
市区町村	愛知県 知立市	イ. 知立市国際交流協会の日本語教室の開催及び、 愛知県、愛知教育大学やJ I CE（一般財団法人日本国際協力センター）などの日本語教室の情報提供 を行います
市区町村	大阪府 吹田市	イ. 公益財団法人吹田市国際交流協会において、レベルに応じた日本語教室を開催しています。
市区町村	広島県 安芸高田市	ア. 多様な日本語学習支援体制の確立 ・ 各地域のニーズに対応した日本語学習支援体制の確立 ・企業と連携した日本語学習支援事業
市区町村	熊本県 八代市	イ. ・日本語学習の支援 外国人市民向けアンケートによると日本語の学習に関して、「ぜひ勉強したい」と「機会があれば勉強したい」を合わせると8割を超えており、その大半が安価なボランティア教室や自宅に近い教室を望んでいます。多様なニーズを考慮しながら日本語でコミュニケーションが取れない外国人市民を対象とした日本語教室を開催します ・ 多文化共生講座の実施 外国人市民向けに地域の生活様式や文化、歴史などを紹介する講座などを実施することで、地域や住民への理解を深めます。また、 日本人市民向けに対しても外国人にとってやさしい日本語の学習 や外国の生活や文化、歴史などの理解を深める講座を実施し相互理解に努めていきます。

3. 地域における多文化共生の推進に係る具体的な施策

(1) コミュニケーション支援

③ その他

総務省プランの記述

- (なし)

地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
都道府県	宮城県	・みやぎのふるさとふれあい事業、ホストファミリーの登録と紹介等

3. 地域における多文化共生の推進に係る具体的な施策

(2) 生活支援

① 居住

総務省プランの記述

ア. 情報提供による居住支援、入居差別の解消

- 賃貸住宅の仲介を行う不動産業者に関する情報や、日本の住宅に関する慣習やシステム等に関する情報を、外国人住民へ多様な言語で提供すること。

イ. 住宅入居後のオリエンテーションの実施

- 家庭ゴミなどの一般廃棄物の取扱い等、地域における生活ルールを巡って、外国人住民と日本人住民との間に起こるトラブルは、生活習慣の差異に起因する場合が多いことから、地域のルール等を外国人住民に周知するオリエンテーションの仕組みを、自治会、NPO等と連携して構築すること。

ウ. 自治会・町内会等を中心とする取組の推進

- 平常時・緊急時を問わず、自治会等が中心となって、NPO、NGO、その他の民間団体との連携を図りつつ、地域ぐるみで外国人住民を支えていくことが重要であるため、自治会等への外国人住民の加入を促すとともに、外国人住民と自治会等が連絡を取れる仕組みづくりを推進すること。

エ. 外国人住民が集住する団地等における相談窓口の設置

- 外国人住民への入居時の生活情報の提供や、生活相談に対応できる相談窓口を集住団地内に設置すること。

3. 地域における多文化共生の推進に係る具体的な施策

(2) 生活支援

① 居住

地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
都道府県	宮城県	なし
都道府県	埼玉県	ア. ・あんしん賃貸住まいサポート店の登録 <ul style="list-style-type: none"> ・多言語による県営住宅の入居者募集などの情報提供 ・不動産業界に対する啓発
都道府県	富山県	ア. ・外国語版「県営住宅募集案内」「県営住宅入居者の手引き」の配布 <ul style="list-style-type: none"> ・不動産関係団体と連携し、賃貸人向けのガイドブック（外国人の入居受入れ実務等）を普及 ・技能実習生のためのシェアハウスなど、先駆的モデルとなるような空き家改修への助成 ・技能実習生を対象とした講習会の開催 イ. ・技能実習生の相談対応・援助等 <ul style="list-style-type: none"> ・外国人労働者相談コーナーの設置（富山労働局）
都道府県	静岡県	ア. ・外国人を含む住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録・情報提供を促進するとともに、静岡県居住支援協議会において、住宅確保要配慮者の居住支援について情報共有・意見交換を行います。 <ul style="list-style-type: none"> ・公営住宅受付・相談窓口における通訳の配置や多言語資料の作成・配布により、外国人に対し住まい方のルールを理解を促すとともに、外国人がより相談しやすい環境づくりを進めます。 ウ. 外国人入居者の多い団地について、地元自治会と協力し、外国人向け生活説明・意見交換会を実施していきます。
政令指定都市	千葉県 千葉市	ア. 外国人市民の賃貸住宅への入居をサポートするため、一般社団法人千葉県宅地建物取引業協会千葉支部及び公益社団法人全日本不動産協会千葉県本部の協力のもと、 民間賃貸住宅の情報を提供する「千葉市民間賃貸住宅入居支援制度」の周知に努めます。 イ. 近年、外国人市民の市営住宅への申込み及び入居の増加を受け、 入居予定者に特に多い言語について、入居説明会で、生活上のルールなどを当該言語で説明することにより、より快適な生活環境づくりに取り組んでいきます。
政令指定都市	愛知県 名古屋市	ア. ・民間賃貸住宅等の情報提供 イ. ・市営住宅管理事務所等での情報提供

3. 地域における多文化共生の推進に係る具体的な施策

(2) 生活支援

① 居住

地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
政令指定都市	岡山県 岡山市	ア. ・公営住宅の設置者などと連携し、 必要な言語に応じた申込時や入居時の説明に努め、共用部分については入居者の状況に応じて多言語表記の設置を検討する。 ・住宅の支援に関する制度や日本の住宅に関する習慣などの情報を提供するとともに、多言語での情報提供にも努める ウ. 町内会の仕組みなどの情報を提供し加入を促すとともに町内会などと連携して地域のルールや行事などの情報を広く知らせる
市区町村	東京都 港区	イ. 転入者向けに配布するウェルカムパッケージ （窓口で転入手続を行った外国人に、生活に役立つ情報、行政情報の多言語刊行物を集約して配布）
市区町村	埼玉県 川口市	ア. 住居相談の対応 外国人住民が賃貸住宅に入居しようとした際に発生が予想される様々なトラブルに対応するため、外国人相談窓口で相談を受けたり、より専門的な窓口へ誘導するなど、直面する問題の解決を支援
市区町村	福井県 越前市	ア. ・ 住宅支援事業（外国人の住宅の取得等に対しても、費用の一部を補助する） ・市営住宅への入居支援（ポルトガル語版のチラシにて、入居の支援を行う） イ. ・公共交通対策事業（外国人住民異動窓口での転入者向け配布物に、市民バス時刻表の外国語版を同封し周知する） ・ゴミの分別出前講座事業（外国人向けごみ分別について、町内会単位でも実施する） エ. ・日常生活相談業務事業
市区町村	岐阜県 美濃加茂市	イ. 美濃加茂市で生活するためのルール等の学習機会を提供します。 ウ. 自治会や子ども会への加入を勧めます。 エ. 相談窓口を設置し、生活しやすい環境の整備を推進します。
市区町村	愛知県 知立市	ア. 市営住宅の募集案内を、ポルトガル語で記載し、情報の提供に努めます。また、県営住宅募集情報も多言語で情報提供していきます。 日本人市民と共生できる地域社会を目指し、U R入居に際し、通訳による入居説明会を開催し、日本の生活習慣や共同住宅のルールを説明します。また、入居中においても、現地管理サービス事務所に通訳を配置するとともに、各種案内文についても翻訳版を作成するなどして共生に向けた取組みを継続して進めます。

3. 地域における多文化共生の推進に係る具体的な施策

(2) 生活支援

① 居住

地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
市区町 村	大阪府 吹田市	なし
市区町 村	広島県 安芸高田市	なし
市区町 村	熊本県 八代市	ア. 外国人市民の住居探しの支援 外国人市民が、住居探しで困ることのないように市内の不動産事業者などと連携を図ります。

3. 地域における多文化共生の推進に係る具体的な施策

(2) 生活支援

② 教育

総務省プランの記述

ア. 学校入学時の就学案内や就学援助制度の多様な言語による情報提供

- ・ 小中学校の入学や学校生活および就学援助制度、その他日本の学校制度全般について、入学の前段階から外国人住民が有効に活用できるよう、多様な言語で周知すること。

イ. 日本語の学習支援

- ・ 日本語による学習の効果を高めるために、加配教員の配置など正規の課程内での対応のほかに、ボランティア団体と連携した学習支援や母語による学習サポートなど課外での補習を行うこと。

ウ. 地域ぐるみの取組

- ・ 親子間のコミュニケーションギャップ、さらには、保護者と学校とのコミュニケーションギャップなどが課題となっており、これらの課題への対応については、学校のみに対応を委ねるのではなくNPO、NGO、自治会、企業等、地域ぐるみの取組を促進すること。

エ. 不就学の子どもへの対応

- ・ 学校に通っていない、または学校からドロップアウトした不就学の子どもの実態を把握した上で、外国人の子どもが未来への希望を持ち、その力を日本の地域社会においても最大限発揮できるような教育環境の整備を行い、不就学の子どもに対する取組を講じること。

オ. 進路指導および就職支援

- ・ 外国人生徒の高校・大学進学への進路指導や就職支援に取り組むこと。

カ. 多文化共生の視点に立った国際理解教育の推進

- ・ 児童生徒を対象として、多文化共生の視点に立った国際理解教育を推進すること。

キ. 外国人学校の法的地位の明確化

- ・ 各種学校および準学校法人の認可は都道府県知事の権限とされていることから、外国人学校の法的地位の明確化をはかるため、地域の実情に応じて、各種学校および準学校法人の認可基準の緩和について検討すること。

ク. 幼児教育制度の周知および多文化対応

- ・ 保育所とも連携しながら、情報提供に努めるとともに、言語、習慣面での配慮を行い、外国人の子どもの幼児教育に取り組むこと。

3. 地域における多文化共生の推進に係る具体的な施策

(2) 生活支援

② 教育

地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
都道府県	宮城県	イ. ・日本語ボランティア支援、 多国籍児童生徒支援等 ・日本語指導非常勤講師の配置等 ・日本語指導補助者の配置等 ・国際交流ライブラリーの整備、 漢字学習用教科書の発行と配布 、外国籍児童生徒支援事業
都道府県	埼玉県	ア. ・高校進学ガイダンスの開催 ・外国人特別選抜の実施 イ. ・帰国・外国人児童生徒への教育充実サポート ウ. ・多文化共生推進員の配置 ・多文化共生の視点を取り入れた教員研修の実施 オ. グローバル人材育成センター埼玉における就職支援
都道府県	富山県	ア. ・日本語指導教員の配置 ・外国人相談員等の配置 ・多文化共生推進員（ブラジルの教育経験者等）の小学校での受入れ ・「外国人児童生徒教育の手引」の作成・配布 ・小中学校教員、外国人相談員等を対象とした外国人児童生徒に対する適応・日本語・教科指導研修の充実 ・外国人児童生徒を対象とした日本語学習支援 ウ. 富山県警察学生安全ボランティア等と連携した外国人児童生徒の学習支援や居場所づくり オ. ・外国人の子供の就学・進学支援及びキャリア支援のあり方について検討 ・外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握、学校への円滑な受入れ ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家の積極的な活用の推進 ・高校進学の意義や仕組みについてのパンフレット及びDVDを5か国語で作成 ・高等学校入学者選抜における配慮（検査問題の漢字にふりがなを付す）

3. 地域における多文化共生の推進に係る具体的な施策

(2) 生活支援

② 教育

地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
都道府県	静岡県	<p>ア. ・各市町教育委員会が実施する就学前の外国人の子どもに対する取組について、調査を行い、その結果を関係機関等に情報提供し、連携を図ります。</p> <p>・就学前の外国人の子ども等が学校や社会に適応し、日本での生活に早くなじめるよう、日本語学習や生活指導等を充実するための取組を、県や市町の国際交流協会、NPO等と連携・協働して推進するとともに、取組成果の普及に努めます。</p> <p>イ. これまでの相談員等の派遣に加え、日本語支援コーディネーターを任用し、日本語による日本語支援及び、教科学習支援を充実させていくための体制整備を図っていきます。日本語支援コーディネーターと連携し、2016(平成28)・2017(平成29)年に実施した外国人の子ども支援員養成講座修了生の市町での活用促進を図り、外国人の子どもの支援体制整備を推進します。</p> <p>エ. 外国人の子どもの不就学実態調査を実施し、外国人の子どもの就学促進を図ります。</p> <p>オ. ・市町教育委員会の実践について、県連絡協議会において情報共有し、より、児童生徒及び保護者にとって有益な情報を与えられる進路ガイダンス等の実施を促していきます。</p> <p>・外国人の子どもの教育環境の整備について、外国人の子ども支援関係者ネットワーク会議の開催等により、県、市町の多文化共生担当課、教育委員会、国際交流協会等の関係者間で課題を共有し、行政、学校、地域が連携した支援体制構築を推進します。</p> <p>・外国人生徒支援事業を継続し、学習支援員が外国人生徒の多い学校に行き、適応指導、学習指導等を行います。</p> <p>・義務教育未修了の外国人生徒の中卒資格の認定が円滑に行われるよう、中学卒業程度認定試験の改善など、機会を捉えて国に対して要望を行います。</p> <p>カ. ・教員が外国人児童生徒の教育的背景等についての理解を深め、教員の国際化を推進するため、JICAボランティアへの現職教員派遣を促進します。また、帰国後、派遣教員を外国人児童生徒が多く在籍している学校に勤務させる等、海外派遣の経験を十分に生かせる環境を整備します。</p> <p>・教員採用選考試験において、経験、語学力、資格を重視するなど、更に特別枠の採用方法を改善し、対象となる児童生徒に対応した外国語が堪能な教員の確保に努めます。各教育事務所において行う外国人児童生徒担当教員等研修会に加え、希望する市町を会場に日本語支援が必要な児童生徒支援研修会を実施し、資質向上を図ります。</p> <p>・基礎定数化に向けて、適切に対応し、教員数の確保について、国への要請を継続していきます。</p> <p>・研修会において「やさしい日本語」について周知するとともに、日本語指導法等について演習等を実施し、教職員の資質向上を図ります。</p>

3. 地域における多文化共生の推進に係る具体的な施策

(2) 生活支援

② 教育

地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
政令指定都市	千葉県 千葉市	<p>ウ. ・外国人・帰国児童生徒が学校生活に適應できるよう、外国人児童生徒指導協力員を派遣 ・授業に無理なく参加できる日本語を習得するための日本語指導通級教室の増設</p> <p>オ. 外国人留学生を受け入れている大学や企業関係者、千葉市国際交流協会等と連携して、市内企業への就職機会の確保に努めます。</p> <p>カ. ・教員を対象として、国際理解教育や日本語指導について理解を深める研修を行い、日本語を母語としない青少年が、将来希望する進路に進み社会で活躍できるよう支援 ・各教科等と関連させた国際理解教育を実施 ・進路指導の一環として、JICA（独立行政法人国際協力機構）による海外派遣や海外の日本人学校勤務の経験がある教員から児童・生徒に対して海外での体験を伝える取組み</p>
政令指定都市	愛知県 名古屋市	<p>ア. ・入学のご案内及び就学援助のお知らせの外国語版の作成</p> <p>イ. ・「日本語教育相談センター」の運営 ・日本語指導のための教員等の配置 ・母語学習協力員の配置</p> <p>エ. ・不就学児童状況把握 ・就学促進の取組み</p> <p>オ. ・外国人の子どもと保護者のための進路ガイダンス</p> <p>カ. NIC（ニック）地球市民教室の活用</p>
政令指定都市	岡山県 岡山市	<p>ア. ・外国人市民の就学意識を高め日本の教育制度への理解を進めるための機会を提供する。 ・外国人保護者が子どもの学校生活について理解でき、孤立することのない体制を整える</p> <p>ウ. 町内会や子ども会、事業者など地域ぐるみで外国人市民の子どもの教育についての取組みを進める</p> <p>オ. ・小学校や中学校への就学、進路などについて説明する機会を提供するとともに学校と連携して多言語による相談を行う ・外国人市民の子どもの就学状況などを把握しその結果を踏まえた就学支援を検討する</p> <p>カ. ・異なる言語や文化、習慣などに配慮するとともに違いを認め合う多文化共生の教育を実施する ・国際理解教育を推進し国際感覚を持った子どもたちを育てる</p>

3. 地域における多文化共生の推進に係る具体的な施策

(2) 生活支援

② 教育

地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
市区町村	埼玉県 川口市	<p>ア. <u>こんにちは赤ちゃん事業</u>(生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、家庭と地域社会をつなぐ最初の機会を提供することを目的とする事業で、対話集の作成により外国人住民世帯を訪問した際の円滑な交流を促進)</p> <p>イ. ・日本語補充指導教室事業 ・ボランティア日本語教室</p> <p>エ. 外国の文化にルーツをもつ子どもの中には、様々な事情により小中学校に通えない児童生徒がいます。本人やその家族の将来のためにも義務教育課程を修了することが望まれることから、小中学校への就学を促していく必要があります。</p> <p>オ. ・<u>川口市外国人幼児・児童生徒保護者に対する補助金</u> ・<u>日本語を母語としない子どもと保護者のための高校進学相談会</u></p> <p>カ. ・<u>小中学校へのネイティブスピーカーの配置や文部科学省の指導要領改訂による小学校中学年の外国語科新設に対応するため専任教員を増強する</u>など、外国語教育のさらなる充実に努めます。 ・<u>民間企業のネイティブスピーカーを、市立小・中・高等学校に配置して、外国語活動・国際理解教育の推進</u> ・中学生、高校生海外派遣事業</p>
市区町村	東京都 港区	<p>ア. <幼稚園、保育園等を利用する外国人への支援体制の拡充> ・<u>保育園入園時の保護者の面接等に、通訳者を派遣します。</u> ・保育園において、必要な場合に特定の食材を避けるなど、子どもの宗教に対し、配慮します。 ・<u>幼稚園において、学生ボランティアや地域の高齢者、言語翻訳機等を活用して、教員が園の方針や園生活の様子などを外国人の保護者に説明できるようにするとともに、園からの配布物等の翻訳について検討します。</u></p> <p>ウ. 赤坂・青山子ども中高生共育(ともいく)事業</p> <p>カ. ・国際化に対応した教員の育成 ・国際化に対応した日本語教育の拡充 ・国際学級の充実</p>

3. 地域における多文化共生の推進に係る具体的な施策

(2) 生活支援

② 教育

地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
市区町村	福井県 越前市	<p>ア. ・就学に関する外国人市民への支援（学校入学時の就学案内（外国人保護者のための説明会開催含む）や、就学援助制度の情報提供（申請書翻訳を含む））</p> <p>・就学相談や進路相談における外国にルーツを持つ子どもへの対応</p> <p>・各種手当申請時の説明資料の多言語化（児童手当、保育園入園書類等について多言語化）</p> <p>イ. ・外国人児童生徒支援事業（①日本語初期指導員（学校巡回）、②アクセスワーカー（複数校兼務）、③日本語基礎指導員（学校配置）④外国人児童生徒対応支援員（学校巡回）</p> <p>・高校等への外国人生徒支援員の配置（県への要望）</p> <p>・【重点施策】プレクラス機能充実事業（児童生徒の初期日本語教育支援）</p> <p>・市児童発達支援センターによる発達支援と相談支援</p> <p>・保育園及び放課後児童クラブへの通訳及び外国籍児童対応職員の配置</p> <p>ウ. 【重点施策】子どもの居場所づくり（外国籍の子ども対象の日本語習得支援・家庭学習支援）</p> <p>カ. ・外国籍の気がかりな子どもへの対応</p> <p>・【重点施策】保育士・幼稚園教諭向けポルトガル語講座事業</p> <p>・学校における人権意識の啓発</p> <p>・夏休み宿題サポート事業</p>
市区町村	岐阜県 美濃加茂市	<p>ア. 保育園やこども園において、小学校就学前の子どもとその保護者を対象としたプレスクールを実施し、日本の学校生活に適應できるよう支援します。</p> <p>イ. 外国人児童生徒初期適應指導教室「のぞみ教室」や「国際教室」で学校生活に適應できるよう支援します。</p> <p>オ. キャリア教育将来の自分の目標や夢などを見つけるための教育を推進します。</p>

3. 地域における多文化共生の推進に係る具体的な施策

(2) 生活支援

② 教育

地方公共団体の指針等における独自の記述

区分 Z	団体名	内容
市区町 村	愛知県 知立市	<p>ア. ・外国人の就学予定児に対し、小学校入学前に学校生活や学習の支援を行います。</p> <p>・早期適応教室（杜若教室）を設置し、日本語教育が必要な児童生徒に対し、初期の日本語教育や小中学校への適応指導を行っています</p> <p>・経済的な理由で学校に通わせるのが困難な外国人児童・生徒の保護者に対し ポルトガル語、英語、タガログ語でのチラシ、申請様式を用意し、学用品費、給食等を支給する就学援助制度を行っています。また、就学に際し、様々な不安を抱える家庭に対し、通訳を配置し随時相談を行っています。</p> <p>イ. ・外国にルーツを持つ児童生徒への、日本語学習支援教室の運営に対し補助金を交付し、子どもの学習支援の充実に図ります。</p> <p>・外国人児童・生徒を対象に、日本語指導助手やボランティアが学習支援を行っています。</p> <p>・日本語教育が必要な児童生徒に対する語学指導や、生活適応指導等を行っています。</p> <p>エ. ・「新たな一人を出さない、一人を救う」を目標に掲げ知立市不登校、いじめ未然防止協議会を設置し、活動しています。また、知立市適応指導教室、校内適応指導教室を設けたり、8 月にはチャレンジキャンプを実施したりして支援体制の強化、環境づくりに努めています。</p> <p>カ. 学校教育活動の中で、保護者も交えた交流を実施したり、授業を通じて多文化共生の意識を高めたりします。</p>
市区町 村	大阪府 吹田市	<p>キ. ・未就学の子どもを育てている外国籍市民等や日本人の親子が集い、遊びを通して親子の友達づくりを支援するための事業や地域の学習ニーズを生かした講座などを各地区公民館など公共施設を活用し多様な取組みを行っています。</p> <p>・日本語理解が十分でない帰国又は外国籍市民等の児童などに対して、通訳を派遣し、日本語指導、学校生活への適応指導等の充実に努めるとともに日本語適応教室を設置し、学校での日本語の習得を支援しています。</p>

3. 地域における多文化共生の推進に係る具体的な施策

(2) 生活支援

② 教育

地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
市区町村	広島県 安芸高田市	イ. 外国人児童生徒に対する総合学力支援事業 ・ 放課後における子ども学習支援事業 ・ 長期休暇における子ども学習支援事業 ・日本文化体験事業 ・他地域における外国につながる子どもたちとの交流事業 ウ. ・市民、行政機関、公共機関に向けた「やさしい日本語」講習の実施 オ. ・拠点施設における外国人市民の子どもの学習支援（進学、進級を目的としたカリキュラムを使用） カ. ・市内小中学校を対象とした多文化共生授業の開催 ・ 外国につながる子どもたちへの母語教育支援事業

3. 地域における多文化共生の推進に係る具体的な施策

(2) 生活支援

② 教育

地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
市区町村	熊本県 八代市	<p>イ. 外国にルーツを持つ子供たちの支援として、教育現場における日本語指導員の配置や相談体制の充実を図り、学校や家庭におけるコミュニケーションを促進します。</p> <p>ウ. 民間団体等の国際交流活動の支援 ロータリークラブといった民間団体等の国際交流に関する取り組みや事業を把握するとともに、その活動の充実支援に努めます。</p> <p>カ. ・修学旅行や留学、ホームステイの支援 海外への修学旅行や留学、ホームステイを活発化するために、市内の教育機関等に対して、友好提携都市をはじめ、様々な国・地域の情報提供に努めます。また、市内の教育機関に在学する外国人留学生の支援に努め、将来の人材確保につなげるとともに、本市の魅力を母国に宣伝してもらおう観光大使に育てる取り組みを進めます。</p> <p>・外国人派遣制度等を活用した外国人人材の登用による国際理解の促進 ALTやCIRを積極的に採用し、教育現場の英語教育の強化、経済交流や多文化共生活動等の推進や支援など多岐にわたる活動を通して、国際理解の促進を図ります。</p> <p>・グローバル化に対応した英語教育や国際教育の充実 市内の幼稚園・小・中学校・特別支援学校において、世界を舞台に活躍する人材を育成するため、ALTを積極的に活用した語学教育の充実のほか、青年海外協力隊経験者による活動体験報告を通じて国際理解を深めるなど、本市独自の取り組みを進めます。</p> <p>・生涯学習としての語学講座の実施 生涯学習の一環として、親子で参加できる外国語講座やシニア世代にも親しみやすい講座の開設を行います。また、身についた語学スキルを試せる機会の提供に努めていきます。</p>

[Blank Page]

3. 地域における多文化共生の推進に係る具体的な施策

(2) 生活支援

③ 労働環境

総務省プランの記述

ア. ハローワークとの連携による就業支援

- 外国人の就業機会を確保するため、地域のハローワークと連携して就業支援すること。

イ. 商工会議所等との連携による就業環境の改善

- 地元の商工会議所などと連携して、地域の企業と協議の場を設け、社会保険への加入の促進等、外国人労働者の就業環境の改善を促すとともに、地域の企業に対しては、地域社会の構成員として、社会的責任を有していることが理解されるよう、啓発を行うこと。

ウ. 外国人住民の起業支援

- 起業意欲のある外国人労働者が、地域経済の特徴や外国人の発想を活かした企業家として地域で活躍できるように、情報提供等、外国人住民の起業支援を行うこと。

3. 地域における多文化共生の推進に係る具体的な施策

(2) 生活支援

③ 労働環境

地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
都道府県	宮城県	ア. 6 就労支援の促進 ○関係機関等との連携を強化するとともに、外国人県民に対し、 就職支援や起業相談等に関し情報など就労定着のための情報提供を行います。 ○事業者に対し、外国人県民の雇用に関し情報提供やセミナー開催、啓発ツールの作成等により雇用促進に向けた啓発を行います。 ○ 外国人留学生の県内企業への就労に向けて支援を行います。 ○国の動きや先進事例等を踏まえながら、外国人材の受入体制の在り方や今後求められる取組等について検討を図り、必要な取組を行います。
都道府県	埼玉県	イ. ・企業向け労働セミナーの開催 ・ 外国人も参加しやすい技能講習の開催 ・外国人看護師候補者就業研修支援 オ. 外国人への創業・ベンチャーの支援
都道府県	富山県	ア. ・県内における外国人留学生を対象とした合同企業説明会の開催 ・近隣大学における外国人留学生を対象とした就職相談会・企業研究会の開催 ・ 首都圏や関西圏における外国人留学生を対象とした合同企業説明会の開催 ・本県と就職支援協定を締結している大学における外国人留学生を対象とした学内企業説明会の開催 ・ アセアン地域及びインドから県内企業と合同で留学生の就学から就業までを一体的に支援する制度の実施 ・アジア各国で学ぶ大学生に日本語や県内産業知識等を現地で研修し、県内企業での就職・活躍する人材の育成・確保を支援する事業の実施 ・外国人留学生の県内企業への就職を支援するグローバル人材向け就職支援セミナーの開催 ・県内企業の外国人留学生の採用・活躍を促進するための企業向けセミナーの開催 ・外国人材が活躍する企業の知識・ノウハウ等を他企業と共有する見学会等の開催 ・労働局と連携した外国人留学生の就職・雇用促進に係るイベント等の周知

3. 地域における多文化共生の推進に係る具体的な施策

(2) 生活支援

③ 労働環境

地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
都道府県	静岡県	<p>ア. しずおかジョブステーションで外国人の求職者に対する就職相談を実施します。しずおかジョブステーション西部ではポルトガル語の通訳を配置するとともに、外国人の求職者を対象に、礼儀作法の習得や面接対策のセミナーを実施します。</p> <p>イ. 「外国人労働者の適正雇用と日本社会への適応を促進するための憲章」の普及を通じて、外国人労働者受入企業に、外国人労働者の多様性に配慮しながら、安全で働きやすい職場環境を確保してもらうことを要請し、外国人労働者の労働環境の整備を進めていきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就労意欲の高い定住外国人と、定住外国人を長期雇用したい企業を対象に、新たな就業・定着支援の仕組みを構築し、その普及を図ります。 ・農業分野においては求人情報の提供や就労体験機会の提供など、定住外国人の就労を支援します。 ・定住外国人の就労支援策として、全県で民間教育訓練機関等を活用した職業訓練の充実を図ります。 ・ふじのくに地域・大学コンソーシアムと連携し、留学生の就職支援を行うとともに、留学生と県内企業との交流を促進します。 ・外国人の介護職の就業を促進するため、受入施設研修担当者に対し、外国人介護職員を受け入れるための制度や支援環境等受入を可能にするための情報を提供します。 ・外国人介護職員の介護現場への定着と介護サービスの向上を目指し、県内介護事業所で働く外国人介護職員の日本語能力の向上を支援します。
政令指定都市	千葉県 千葉市	<p>ア. ハローワーク等関係機関に協力を求め、千葉市国際交流プラザの生活相談を行う職員に外国人の就労に関する研修</p> <p>ウ. 特区の規制改革メニューを活用し、外国人の創業を支援するなど、外国人市民と日本人市民がともに働く場の創出</p>
政令指定都市	愛知県 名古屋市	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人留学生就職フェアの開催 ・留学生のための就職活動支援セミナー <p>「外国人労働者の適正雇用と日本社会への適応を促進するための憲章」の普及</p>
政令指定都市	岡山県 岡山市	<p>ア. ・岡山労働局などの関係機関と連携して外国人市民の就業環境の改善に向けた情報を広く知らせる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・岡山労働局などの関係機関と連携して外国人市民の労働保険、社会保険への加入を促すための情報を広く知らせる ・ハローワークと連携して外国人市民の就業を支援する <p>ウ. 起業意欲のある外国人市民に対して情報を提供する</p>

3. 地域における多文化共生の推進に係る具体的な施策

(2) 生活支援

③ 労働環境

地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
市区町村	埼玉県 川口市	イ. ・外国人労働者についても労働関係法令(労働基準法、最低賃金法、労働者派遣法、職業安定法、雇用保険法、健康保険法など)が適用されます。外国人労働者のトラブルについては、相談内容に応じて所管する行政機関につなぎ、早期解決を支援します。 ・ 技能実習生及び研修生を対象に、川口市で生活する上で必要な生活マナー等の情報提供に加え、地域により馴染めるよう日本人住民との交流会を開催します。
市区町村	東京都 港区	なし
市区町村	福井県 越前市	ア. 雇用促進対策事業（ハローワーク等の関係機関と連携する中で外国人労働者の現状や情報共有を行い、他施策に反映） イ. ・産業人材育成支援事業（外国人技能実習生技能検定受験に対して、企業へ補助金を交付する） ・ 労働者融資事業 （越前市内に住所を有し、労働組合が組織されていない事業所に勤務する勤労者及び労働組合に加入できない勤労者に信用保証料の1/2を補給する。要件を満たしていれば、外国人労働者も対象となる。） ・ アタック100事業（各事業所における外国人労働者雇用の現状など情報共有を行い、他施策に反映させる。）
市区町村	岐阜県 美濃加茂市	ア. ハローワークなどと連携し、就業を支援します。 イ. 企業・事業所や教育機関と連携し、若者の市内就業を支援します
市区町村	愛知県 知立市	ア. 公共職業安定所をはじめとした関係機関と就労状況の把握及び課題を共有・協議します。また、外国人求人情報を外国人相談窓口等に配付し、就労に向けた情報提供を行います
市区町村	大阪府 吹田市	なし

3. 地域における多文化共生の推進に係る具体的な施策

(2) 生活支援

③ 労働環境

地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
市区町村	広島県 安芸高田市	<p>イ. 外国人雇用促進体制づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内の企業の実態調査を行い現状の把握やニーズを調査 ・他の自治体で定着している例を調査・研究し何が必要か、何をすべきかを検討 ・調査の分析を行い、どうすべきか、何をすべきか行政、企業、各種団体等で検討会議を設置し促進体制づくりの検討 ・既に、外国人雇用体制のある企業や団体などが人材受け入れを行う際、必要に応じて支援 <p>ウ. 国内外からの定住外国人人材確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国からの留学生受入れ側などの事業連携を図り、国や地域を絞った活動 ・外国人起業家への会社設立支援体制づくり ・上記の実施のための調査研究
市区町村	熊本県 八代市	<p>イ. 経済団体等との連携</p> <p>教育機関や八代商工会議所、八代市商工会等との連携により、海外展開に対する知識の向上や意識の醸成を図るとともに、市内企業等と国内で就職を目指す外国人留学生のマッチングなど側面的支援を行います。</p> <p>ウ. 外資誘致の促進</p> <p>海外からの投資や外資系企業の立地により、地域経済に様々な波及効果をもたらすことが期待されるため、JETRO等の関係機関との連携により本市への誘致を促進します。</p>

[Blank Page]

3. 地域における多文化共生の推進に係る具体的な施策

(2) 生活支援

④ 医療・健康・福祉

総務省プランの記述

ア. 外国語対応可能な病院・薬局に関する情報提供

- ・ 地域に外国語対応が可能な病院や薬局がある場合には、広報誌等において外国人住民への積極的な情報提供を行うこと。

イ. 医療問診票の多様な言語による表記

- ・ 診療時の医療問診票等を多言語表記とし、外国人住民が診療時に安心して医療を受診できるようにすること。

ウ. 広域的な医療通訳者派遣システムの構築

- ・ 広域的な医療通訳者派遣システムを構築し、外国人住民にかかわる医療通訳者のニーズと、広域に存在する医療通訳者にかかわる人的資源の効果的なマッチングを図ること。

エ. 健康診断や健康相談の実施

- ・ 外国人が多数居住する地域の健康診断や健康相談の実施に際して、医療通訳者等を配置することとし、開催にあたっては多様な言語による広報を行うこと。

オ. 母子保健および保育における対応

- ・ 多様な言語による母子手帳の交付や助産制度の紹介、両親学級の開催などを行うとともに、多様な言語による情報提供や保育での多文化対応を通して、保育を必要とする世帯への支援策を講じること。

カ. 高齢者・障害者への対応

- ・ 介護制度の紹介やケアプラン作成時の通訳者派遣など、多様な言語による対応や文化的な配慮が求められる場合があることから、その対応方策を検討すること。

3. 地域における多文化共生の推進に係る具体的な施策

(2) 生活支援

④ 医療・健康・福祉

地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
都道府県	宮城県	<p>イ. 医療機関における情報の多言語化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 医療通訳の可能な医療機関について周知を図ります。また、医療通訳の活用について、実態等を把握しながら必要な対応を検討します。 <p>保健福祉分野の情報の多言語化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 出産、子育て、福祉に関し相談対応時の通訳ボランティアの活用や資料の多言語化を推進します。 <p>ウ. 通訳活用等による多言語対応の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 行政機関や医療機関の利用時や災害時に対応する通訳ボランティアの体制整備及び相談窓口の周知を行い、多言語対応を推進します。
都道府県	埼玉県	<p>ア. 外国語が通じる医療施設の情報提供</p> <p>イ. ・エイズ即日検査依頼書の英語版の作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の法定書類などの多言語化 <p>ウ. ・専門的通訳ボランティアの養成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国人受診患者に係る通訳対応
都道府県	富山県	<p>ア. ・とやま医療情報ガイドHPに外国語対応可の医療機関情報を掲載</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関を選出し、外国人対応を充実 ・医療保険や介護保険への加入促進、多言語対応の充実 ・国による感染症対策の取組みの周知（外国人に対する予防接種、入国前の健康状態の確認等） <p>イ. エイズ相談・検査時の外国語パンフレットの作成（5か国語）</p> <p>ウ. ・市民病院における医療通訳者の配置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・窓口、コールセンターへの相談時、専用電話を介しての通訳サービス（10か国語） <p>エ. 技能実習生に対する健康診断（結核関係）の実施を監理団体に依頼</p> <p>オ. ・乳幼児健康診査・予防接種の未受診者に多言語の資料により受診を奨励</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国語版母子健康手帳・予防接種予診票の交付 <p>カ. HPに公的年金制度について多言語で掲載</p>

3. 地域における多文化共生の推進に係る具体的な施策

(2) 生活支援

④ 医療・健康・福祉

地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
都道府県	静岡県	<p>ア. ・2017（平成29）年度に立ち上げた静岡県医療通訳推進協議会（事務局 多文化共生課）により、一定レベル以上の知識を持つ医療通訳者の養成や医療機関の医療通訳者の受け入れ体制整備、医療機関等の依頼に応じた医療通訳者の紹介に取り組み、外国人県民が安心して医療機関を受診し、健康に暮らすことができる環境の整備に取り組んでいきます。</p> <p>・「医療ネットしずおか」*により、複数言語による医療情報の提供を継続するとともに、システムの一層の周知を図ります。</p> <p>・外国人向け国民健康保険制度パンフレット（6か国語版）原稿を、引き続き県内市町へ提供し、市町等が実施する多言語による外国人県民への制度周知を支援します。</p> <p>ウ. 医療通訳者の福祉分野での活用について、福祉関係課等と協議・検討していきます。</p> <p>エ. 多文化ソーシャルワーカー*の育成のため、公益財団法人静岡県国際交流協会、社会福祉法人静岡県社会福祉協議会と協力して研修会を開催します。また、受講者数が少ない東部・伊豆地域からの参加を促すべく、開催方法等の工夫をします。</p>
政令指定都市	千葉県 千葉市	なし
政令指定都市	愛知県 名古屋市	<p>イ. ・多言語での健康情報等の作成</p> <p>・市立病院及び市立大学病院における外国人患者への対応</p> <p>ウ. ・あいち医療通訳システムへの参加</p> <p>・外国人結核患者等への通訳派遣</p> <p>エ. ・外国人向け健康相談事業</p> <p>・外国人結核健診</p> <p>オ. ・外国人家族向け子育て教室</p> <p>・通訳者の子育て教室への配置及び新生児・乳児訪問への同行</p> <p>・保育所における通訳の配置</p> <p>カ. ・高齢者及び障害者等の状況把握</p>

3. 地域における多文化共生の推進に係る具体的な施策

(2) 生活支援

④ 医療・健康・福祉

地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
政令指定都市	岡山県 岡山市	<p>ア. ホームページなどを通じて休日・夜間当番医の情報を提供する</p> <p>イ. 表示や医療問診票などを多言語化する</p> <p>ウ. 医療通訳を養成する</p> <p>エ. 健康診査や健康相談を多言語により広く知らせる</p> <p>オ. 母子保健に関する情報を多言語により提供するとともに育児相談を必要とする世帯を支援する</p> <p>カ. 高齢者福祉制度や障害者福祉制度を多言語により広く知らせる</p>
市区町村	埼玉県 川口市	<p>ア. 外国語対応が可能な病院・薬局に関する情報提供</p> <p>イ. 医療機関における多言語対応の推進</p> <p>ウ. 医療通訳者の養成・活用</p> <p>エ. 健康診断や健康相談の実施</p> <p>オ. 保育などの子育て情報の提供</p> <p>カ. 外国人高齢者等福祉手当（年金受給資格のない在日外国人高齢者及び在日外国人障害者の福祉の増進を図ることを目的として、川口市の住民基本台帳に記載されており、引き続き1年以上居住していて、かつ法務大臣の永住許可及び特別永住許可を受けている大正15年4月1日以前に生じた方、又は昭和57年1月1日で満20歳以上で重度の障害手帳の交付を受けている方に対し月額5,000円を支給）</p>

3. 地域における多文化共生の推進に係る具体的な施策

(2) 生活支援

④ 医療・健康・福祉

地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
市区町村	東京都港区	<p>ア. 外国人が必要とする言語で受診可能な医療機関に関する情報を、必要な際に容易に見つけることができるよう、収集した情報を集約し、港区ホームページで公開します。</p> <p>イ. 感染症や結核等、疾病の予防に関して、提供する情報の多言語化を推進するとともに、タブレット端末を活用し、コミュニケーションを円滑にします。各種予防接種の案内を必要に応じて多言語化するなど、外国人対象者にも分かりやすく情報を提供します。</p> <p>ウ. 生命、財産等の重要事項に係る各分野（保健、医療、法律等）に精通した通訳について、港区国際交流協会から専門の事業者に委託するなど、対応できる体制を整備します。</p> <p>エ. <保健に関する円滑なコミュニケーション></p> <ul style="list-style-type: none"> 健康診査の案内等を、多言語で提供します。 健康診査実施医療機関名簿に、外国語対応ができる医療機関を表記します。 健康診査実施医療機関名簿を英語に翻訳し、港区ホームページに掲載します。 母子保健事業において通訳者を派遣し、外国人がサービスを受けることができる環境を整備します。
市区町村	福井県越前市	<p>イ. 母子保健・予防接種・健康診査・健康21 推進事業（保健指導等で使用するパンフレット等について、翻訳が必要なものを見極め、優先順位をつけて作成し、外国人への保健指導等をスムーズに行う）</p> <p>ウ. 幼児健診時の通訳配置（集団で実施している1歳6か月児健診及び3歳児健診には通訳が配置されている健診日を設けているが、2歳6か月児歯科健診には通訳が配置されておらず、外国人の参加数が少ない。2歳6か月児歯科健診においても通訳の配置する健診日を設け、外国人が参加しやすく、参加率増加を図る。）</p> <p>オ. 外国人保護者に対する健康支援（幼児健診に参加する保護者に対し、健康に対するアンケート調査を実施し課題を探り、適切な健康事業へとつなげる。）</p>

3. 地域における多文化共生の推進に係る具体的な施策

(2) 生活支援

④ 医療・健康・福祉

地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
市区町村	岐阜県 美濃加茂市	健康や福祉、医療などの制度や利用方法の情報を提供します
市区町村	愛知県 知立市	なし
市区町村	大阪府 吹田市	なし
市区町村	広島県 安芸高田市	ウ. 医療通訳の連携実現のための調査研究
市区町村	熊本県 八代市	ア. 外国人市民 の生活支援（医療・保健・福祉など） 外国人市民が医療・保健・福祉などのサービスを受けやすくするため、現場への通訳派遣や多言語対応の整備、情報の発信などを関係機関と連携しながら推進します

3. 地域における多文化共生の推進に係る具体的な施策

(2) 生活支援

⑤ 防災

総務省プランの記述

ア. 災害等への対応

- ・ 平常時から外国人住民に対する防災教育・訓練や防災情報の提供を行うとともに、緊急時の対応として、特に、多様な言語による各種気象警報の伝達や避難誘導の他、避難所における外国人住民の支援方策などを行うこと。
- ・ また、これらの外国人住民向け防災対策を各地方公共団体の地域防災計画に明確に位置づけた上で、大規模災害発生時に外国人被災者への対応を専門とする支援班を災害対策本部に設置すること。

イ. 緊急時の外国人住民の所在把握

- ・ 災害弱者の所在情報の把握は、防災対策を行う上で不可欠であるため、外国人の所在情報について平常時から的確に把握しておくこと。

ウ. 災害時の通訳ボランティアの育成・支援、連携・協働

- ・ 地方公共団体における防災部門と外国人住民施策担当部門の連携をはじめとして、NPO、NGO、地域の自主防災組織など、多様な民間主体との連携・協働を図ること。

エ. 大規模災害時に備えた広域応援協定

- ・ 東海地震や東南海・南海地震、首都直下地震等の大規模震災が発生すると、被災地以外の地域からの多数の通訳ボランティアが必要となることや、少数言語への対応の必要等を勘案し、地域国際化協会、NPO、NGO、その他の民間団体も含め、地方公共団体の枠を超えた広域の応援協定を策定すること。

オ. 災害時の外国人への情報伝達手段の多言語化、多様なメディアとの連携

- ・ 災害発生時や事前の防災対策において、あらかじめ災害時に役立つ外国語表示シート等を準備するほか、ラジオ・テレビ等の既存メディアのデジタル化による多言語化や、ICTの活用、エスニック・メディアの活用など、多様なメディアとの連携の可能性を検討すること。

3. 地域における多文化共生の推進に係る具体的な施策

(2) 生活支援

⑤ 防災

地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
都道府県	宮城県	<ul style="list-style-type: none"> ア. 防災訓練への参加促進、防災ハンドブックの作成・配布、技能実習生との共生の地域づくり推進事業等 ・防災研修の実施、民生委員等向け意識啓発等 ウ. 災害時通訳ボランティアの整備（県国際化協会への委託事業） オ. 多言語支援ツールの作成（防災ハンドブック・ヘルプカード等）
都道府県	埼玉県	<ul style="list-style-type: none"> ア. 多言語による防災ハンドブックの作成・配布 ・防災訓練情報の提供 ウ. 災害ボランティアの育成 ・災害ボランティア派遣体制の整備 オ. 災害時多言語情報センターの設置 ・やさしい日本語や多言語による災害情報の伝達体制の整備 ・避難所会話セットの提供
都道府県	富山県	<ul style="list-style-type: none"> ア. 災害時における外国人対応ガイドブックの作成 ・災害時の外国人支援のための防災訓練事業（災害時に外国人住民を支援する人材の確保・育成、北陸3県合同の広域連携訓練等） オ. 防災・気象情報に係る県HP「富山防災WEB」の多言語化 ・外国人のための防災情報等を提供するFMラジオ番組「BOUSAI RADIO」の放送 ・避難誘導標識（避難場所）の多言語化 ・地震防災マップ、洪水ハザードマップの多言語化 ・「災害多言語支援センター」の設置ガイドラインの作成

3. 地域における多文化共生の推進に係る具体的な施策

(2) 生活支援

⑤ 防災

地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
都道府県	静岡県	<p>ア. ・地震防災ガイドブック、避難生活ガイドブック（多言語版・やさしい日本語版）を活用した防災研修の開催及び啓発を実施します。</p> <p>・国際交流員による外国人キーパーソンの把握及び連携に努めます。また、キーパーソンを活用した外国人県民の防災訓練参加の働きかけを行います。</p> <p>・各種啓発資料の記載内容を充実し、外国人への更なる防災知識の普及や家庭内対策の必要性を周知することにより、防災意識の高揚を図ります。</p> <p>・外国人向け啓発資料を作成することにより、市町の外国人防災対策を支援します。</p> <p>ウ. 災害時には、要配慮者としてではなく、支援者としても活動できる人材を育成するため、平時から市町等と連携して外国人県民に対して防災教育や防災情報の提供を行うとともに、地域で行われる防災訓練などへの参加を促進します。</p> <p>エ. 外国語ボランティアバンクの活用を含め、多言語支援センターの設置、県庁内の応急体制について検討し、災害時の外国人県民の支援体制を整備します。あわせて、市町国際交流協会、地域日本語教室と連携した災害時の情報伝達手段や、他自治体との災害時相互応援協定の締結について検討します。</p> <p>オ. SNSを活用した多言語による情報発信とSNSの周知に努めます。</p>
政令指定都市	千葉県 千葉市	<p>ア. ・外国人市民向けの防災教室の開催</p> <p>ウ. 外国人支援センターの運営マニュアルを策定し、外国人市民に必要な情報の翻訳及び発信、外国人市民からの相談、問い合わせ等への対応並びに災害時語学ボランティアをはじめとするボランティアの活用及び調整を一層円滑に行うことができるよう取り組みます。</p> <p>エ. 市と千葉市国際交流協会は「千葉市災害時外国人支援センターの設置・運営に関する協定」を締結しており、千葉市災害対策本部を設置する災害時には「千葉市災害時外国人支援センター」が千葉市国際交流協会事務所に設置されます。</p> <p>オ. ・「防災ガイドブック（冊子・動画）」の普及促進</p> <p>・SNS等を活用したやさしい日本語を含む多言語による防災情報の提供</p>

3. 地域における多文化共生の推進に係る具体的な施策

(2) 生活支援

⑤ 防災

地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
政令指定都市	愛知県 名古屋市	<ul style="list-style-type: none"> ア. ・外国人防災啓発事業 ・災害時における指定緊急避難場所等の周知 ウ. ・地域及び各団体とのネットワークづくり ・災害語学ボランティア制度の管理運営 エ. ・外国公館との連携 オ. ・多様な手段による災害情報の提供
政令指定都市	岡山県 岡山市	<ul style="list-style-type: none"> ア. ・防災対策についての多言語化に取り組み外国人市民に対して防災知識を広める ・機会を捉えて外国人市民に対する防災学習や防災訓練を行う ウ. 岡山市国際交流協議会や岡山県国際交流協会、町内会、岡山市社会福祉協議会などと連携して災害救援ボランティアなど災害時に活躍できる人材を育成する エ. ・外国人コミュニティ、支援団体、大学・短大・専門学校、関係機関等の関係者と普段からの関係をつくり、ネットワークを構築する ・関係団体とのネットワークを活用して、外国人市民への情報伝達を補完する仕組みや被災状況、支援ニーズの把握等の情報収集の仕組みをつくる オ. ・わかりやすく伝わりやすい言葉を用いるとともに、多言語化とやさしい日本語の活用を進める ・SNSやラジオ放送などを利用して情報を発信する ・避難所では多言語による表示や相談窓口を設けるなど外国人市民のニーズに応じた対応を行う
市区町村	埼玉県 川口市	<ul style="list-style-type: none"> ア. ・防災訓練講習会（地震等の災害についての知識や災害時の適切な対応を理解するための基礎的な訓練を防災課・川口市社会福祉協議会と一緒に指導） ウ. 通訳等災害ボランティア派遣体制の整備 ・外国人に特化した防犯・交通安全啓発 オ. 災害時における多言語対応

3. 地域における多文化共生の推進に係る具体的な施策

(2) 生活支援

⑤ 防災

地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
市区町村	東京都港区	<p>ア. ・日本の災害や防災対策等の防災に関する基礎知識を習得できるよう、外国人を対象としたワークショップ等の防災イベントを開催します。消防署、NPO団体、企業、ボランティア等と連携し、様々な情報を提供します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自助、共助等コミュニティ参加の視点から防災活動への自主的な参加の重要性について、パンフレットや出前講座等を充実させ、啓発します。 ・訓練について英語及び「やさしい日本語」で周知し、大使館、港区ホームページ、掲示板、地域情報紙（誌）等を通じて、参加を呼び掛けます。 ・英語対応の通訳者を配置するなど、外国人が参加しやすい環境を整備します。 <p>ウ. ・災害時に外国人に正確な情報を提供し、意思疎通が円滑にできるよう、多言語によりコミュニケーションの橋渡しをする港区国際防災ボランティア（以下、「ボランティア」という。）の登録制度を運用します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登録者に対しては、継続的に災害時に必要な知識や通訳技術、「やさしい日本語」等の研修を行い、ボランティアとして育成していきます。 ・災害発生時にボランティアを派遣するに当たって整備した災害対応マニュアルは、状況に応じて更新します。 ・ボランティアが、防災訓練や区のイベント、地域活動等、平常時から様々な場面で活躍できるよう環境を整備します。 ・留学生を含め、学生がボランティアとして活躍できるよう、大学等と連携します。 <p>エ. ・地域の大使館等との災害時の連携体制を構築し、運用します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大使館等の災害時の対応状況や日常の防災対策について把握し、必要な行政情報を提供します。 ・出前講座や会議等をとおして、災害時に必要な知識を普及・啓発します。 ・災害時に、自らのことは自らが守るという「自助」の考えを、麻布地区管内の外国人が勤務している事業所に対し周知するとともに、地域において、お互いに助け合うという「共助」の体制を強化します。 <p>オ. ・災害時や感染症の発生時等、緊急情報を提供する際に、区民のみならず在勤、来街者等の外国人にも情報を届けるため、様々な媒体で情報を即時に提供します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・港区ホームページのトップページに多言語で情報を表示するほか、Twitter、Facebook等のSNS及び区有施設等に設置しているデジタルサイネージを活用し、緊急情報を多言語で提供します。 ・多言語に加えて、「やさしい日本語」でも情報を提供します。

3. 地域における多文化共生の推進に係る具体的な施策

(2) 生活支援

⑤ 防災

地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
市区町村	福井県 越前市	ア. 防災訓練への参加促進（外国人市民が災害時に的確な行動が取れるよう、防災意識の向上を図る。） ウ. 国際交流推進事業（他市の国際交流協会と連携し、外国人の防災対策について、広域での取組みや相互支援体制の在り方を検討する。） オ. ・情報発信事業（災害発生時における外国語での情報発信） ・ 避難場所リストの外国語版の配布
市区町村	岐阜県 美濃加茂市	ア. 外国人市民に対し、防災訓練の参加を呼びかけ、防災意識の向上を目指します。 ウ. 災害時に備えて、外国人防災リーダーや外国人ボランティアを育成します。 エ. 防災行政無線やFMラジオなどで多言語での災害情報や避難情報を提供します。
市区町村	愛知県 知立市	ア. 外国人児童・生徒に防災教育を行い、子どもを通して保護者の防災意識の高揚を図ります。また、大学と連携し中学生・高校生の防災リーダーを育成します。 イ. 災害用安否メールの外国人対応システムを導入し、災害時における支援体制の強化を図ります。 エ. ・多言語による地震対策用パンフレットを窓口で配布しています。 ・大規模地震等の発災時に、災害多言語支援センターを設置し、外国人市民を言語面で支援するとともに、円滑な情報提供が行える体制を構築します。
市区町村	大阪府 吹田市	なし

3. 地域における多文化共生の推進に係る具体的な施策

(2) 生活支援

⑤ 防災

地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
市区町村	広島県 安芸高田市	<p>ア. 地域における防災訓練への参画啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市の主催する防災訓練の企画、立案への参画 ・多言語支援センターの設置 ・一般及び外国人市民向けの周知 ・起震車、仮設トイレ、非常食の体験 ・多言語支援センター設置運営訓練の実施 ・多言語情報伝達訓練・地図を頼りに近くの避難場所への移動体験 ・支援者による外国人避難者へのヒアリング <p>ウ. 外国人市民の消防団への入団促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国人が居住する地域、事業所を管轄する消防団への入団を斡旋 ・外国人市民に消防団への加入を打診 ・加入消防団への研修、実践活動の補助（通訳などのボランティア支援） <p>オ. 災害時の外国人支援マニュアルの整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時外国人支援マニュアル（原稿）作成 ・日本人向け、被災外国人への留意点を示したガイドブックの作成、配布 ・外国人市民の母国語で翻訳 ・多言語支援センターの設置・運営訓練 ・ピクトグラム作成、公的機関、公共機関、避難場所への設置
市区町村	熊本県 八代市	<p>ア. 災害時の外国人市民に対する支援</p> <p>外国人市民の生命と財産を守るため、災害対策に関する情報提供や防災訓練への参加促進、災害発生時のマニュアルの作成、避難所案内表示やハザードマップの多言語化などを行うとともに、災害発生時の支援体制の構築のため、地域の自主防災組織やボランティアとの連携強化を図ります。</p>

[Blank Page]

3. 地域における多文化共生の推進に係る具体的な施策

(2) 生活支援

⑥ その他

総務省プランの記述

ア. より専門性の高い相談体制の整備と人材育成

- ・ 近時は法律や医療等の各分野における通訳相談業務の内容が高度化する傾向にあることから、各分野について、より専門性の高い相談体制を整備すること。

イ. 留学生支援

- ・ 留学生の中には、地域のまちづくりに参画する者や、定住して日本企業に就職したり起業したりする者も増えている。日本の大学を卒業した外国人は日本語能力に優れ、日本社会の理解も深く、多文化共生の地域づくりのキーパーソンとなる可能性を秘めているので、このような観点からの留学生支援を行うこと。

3. 地域における多文化共生の推進に係る具体的な施策

(2) 生活支援

⑥ その他

地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
都道府県	宮城県	なし
都道府県	埼玉県	ア. グローバル人材埼玉ネットワークの運営 イ. 外国人留学生の支援
都道府県	富山県	ア. ・技能実習生の技能習得の向上・在留期間延長の支援 ・ 技能実習生に対する生活支援 ・技能実習制度の適正利用の促進
都道府県	静岡県	イ. 日本留学の新たなニーズが見込まれる地域への情報発信を強化していくとともに、県内企業や各種団体の意見も伺いながら、県内大学と連携を図り、留学生の受入れ促進に取り組みます。また、 ふじのくに地域・大学コンソーシアム* を中心に 生活相談、交流支援、就職支援事業等の各種支援事業を実施し、引き続き海外から留学しやすい環境の整備に努めます。
政令指定都市	千葉県 千葉市	なし
政令指定都市	愛知県 名古屋市	ア. グローバル人材の育成・支援 イ. ・国際留学生会館の運営 ・なごや留学生フレンドシップ事業 ・市立大学における留学生の受入・支援
政令指定都市	岡山県 岡山市	なし
市区町村	埼玉県 川口市	なし

3. 地域における多文化共生の推進に係る具体的な施策

(2) 生活支援

⑥ その他

地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
市区町村	東京都港区	<ul style="list-style-type: none"> ・ハラルフード、ベジタリアン、コーシャー等の宗教や習俗等の違いから生じる課題に対し、安全・安心の確保に向けた取組を強化します。 ・港区国際交流協会のホームページにハラル認証を受けた飲食店等の情報を掲載し、毎日の食生活が安心して送れるよう配慮します。 ・ハラルフードと同様の情報についても、外国人の生活実態を把握した上で、順次展開を拡大します。 ・外国人旅行者の不安、情報不足によるトラブルを解消し、港区での快適な滞在と体験を提供するため、日本（港区）独自のマナー、習慣、文化等を紹介した多言語併記の「港区観光&マナーブック」を配布します。
市区町村	福井県越前市	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人市民による情報発信事業 ・JICAボランティア派遣者との多文化共生に係る交流 ・外国人の能力を活用した人材活用の取組み
市区町村	岐阜県美濃加茂市	なし
市区町村	愛知県知立市	なし
市区町村	大阪府吹田市	なし

3. 地域における多文化共生の推進に係る具体的な施策

(2) 生活支援

⑥ その他

地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
市区町村	広島県 安芸高田市	<p>ア. 専門性のある学校の誘致等の調査研究</p> <ul style="list-style-type: none"> 工業会、商工会、福祉施設、医療施設等が、抱える課題や必要性を把握するための基礎調査分析 他の自治体での実績また、類似した事例を調査・研究し、何が必要か、何をすべきかを検討 (上記に基づいた協議を行政、企業、その他関係機関、組織と行い出来る事出来ない事また、それぞれの役割を整理し、実施検討を協議) <p>イ. 外国からの留学生受入促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 高等学校生徒への多文化共生の啓発を促進し、より国際的な感覚を持つ人材育成 受け入れる外国人留学生の出身国その地域との交流を図り恒久的な人材交流 受け入れる外国人留学生の里親制度づくりで、地域の国際化を促進するとともに留学生の回帰（再び本市に戻ってきてもらう）体制づくり 外国人留学生の高等学校卒業後における進路指導を支援することで、企業、大学、専門学校との連携強化
市区町村	熊本県 八代市	なし

3. 地域における多文化共生の推進に係る具体的な施策

(3) 多文化共生の地域づくり

① 地域社会に対する意識啓発

総務省プランの記述

ア. 地域住民等に対する多文化共生の啓発

- 日本人住民が外国人住民と共生していくために、住民や企業、NPO等を対象に、多文化共生の地域づくりについて啓発を行うこと。

イ. 多文化共生の拠点づくり

- 学校、図書館、公民館等において、地域と連携しながら、多文化共生の拠点として、教職員、保護者、そして地域住民に向けた啓発活動を行うこと。

ウ. 多文化共生をテーマにした交流イベントの開催

- 外国人住民の母国の文化や日本の文化等を紹介する交流イベントを開催し、地域住民が交流する機会をもうけること。

3. 地域における多文化共生の推進に係る具体的な施策

(3) 多文化共生の地域づくり

① 地域社会に対する意識啓発

地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
都道府県	宮城県	<p>ア. 多文化共生シンポジウムの開催、宮城県多文化共生社会推進審議会の運営、市町村職員等研修会の開催、啓発ツールの作成、職員連絡会議の開催等</p> <p>ウ. 国際理解教育支援、市町村国際交流協会・NPO等の国際交流・多文化共生イベントへの支援、情報発信（広報誌、HP・SNS等）等</p>
都道府県	埼玉県	<p>ア. ・外国語指導助手などの招致 ・多文化共生の推進に貢献した人に対し「埼玉グローバル賞」の表彰 ・ハイトスピーチ対策 ・外国人住民意識調査の実施</p> <p>イ. 国際交流プラザの充実</p> <p>ウ. 東京2020オリンピック・パラリンピック文化プログラムを通じた多文化理解</p>
都道府県	富山県	<p>ア. ・多文化共生について県民に広く普及啓発するためのシンポジウムの開催 ・多文化共生に関する出前講座（地域、企業などに県職員を派遣） ・県民と国際交流員との交流促進</p> <p>ウ. ・国際理解講座や国際交流イベントの開催 ・外国語の絵本読み聞かせ親子の会の開催 ・アセアンについての理解を深める講座の開催 ・とやま国際塾の開催（高校生を対象とした異文化体験、多文化理解講座）</p>

3. 地域における多文化共生の推進に係る具体的な施策

(3) 多文化共生の地域づくり

① 地域社会に対する意識啓発

地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
都道府県	静岡県	ア. ・様々な分野で活動している団体等と協働したイベントの開催を通じて、多文化共生意識の普及に努めます。 ・国際交流員による出前講座を生涯学習センターなどにおいても開催し、幅広い年齢層の人に多文化共生意識の普及を図ります。 ・県民の国際理解や異文化理解の促進を図るために、外国人留学生を「ふじのくに留学生親善大使」に委嘱し、地域交流事業への参加を促進します。 ・県内で活躍する外国人県民をホームページで紹介する等の取組を促進することにより、外国人県民に対し、親しみを感じる日本人県民を増やしていきます。 ・多言語対応など、先進のユニバーサルデザイン製品や取組などに関する情報発信を行うとともに、思いやり、おもてなし事例の紹介や出前講座の実施等を通じて、県民への啓発や意識向上を図ります。
政令指定都市	千葉県 千葉市	ア. 多文化紹介や外国人と日本人の交流会、各種相談、情報発信 イ. 本市の国際交流や多文化共生社会推進の拠点である千葉市国際交流プラザは、千葉市国際交流協会による外国人市民のための生活相談や、日本語学習支援、国際交流ボランティアの登録コーディネート及び研修、国際交流イベント開催の場として、また、市内国際交流・国際協力団体の活動拠点として幅広く活用されています。
政令指定都市	愛知県 名古屋市	ア. ・多文化共生推進月間の制定 ・ 広報なごや、名古屋国際センター広報誌「ニック・ニュース」、 「子ども版ニック・ニュース」などによる広報及びその他啓発事業 ・図書館における情報提供 ・人権セミナー、多文化共生に関する講義等の実施 ・ ヘイトスピーチ解消に向けた取り組み ウ. ・名古屋国際センターの運営 ・外国人との共生と交流のまちづくり事業 ・留学生の区民まつりへの参加 ・外国人研究者・留学生と地域との交流

3. 地域における多文化共生の推進に係る具体的な施策

(3) 多文化共生の地域づくり

① 地域社会に対する意識啓発

地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
政令指定都市	岡山県 岡山市	ア. ・人権啓発冊子を配るとともにフォーラムや講座などを開いて人権に関する学習機会を提供する ・常に人権尊重を意識した市民サービスの提供を進める ウ. 文化共生や国際理解、国際協力に関するイベントや講座を開く
市区町村	埼玉県 川口市	ア. 国際理解講座（国際交流員・外国人相談員を地域に派遣し、外国の文化・習慣等について講座を行うことで、市民の国際理解や多文化共生を促進） イ. ・ボランティア日本語教室の運営に特化した課題を検討・協議し情報共有を図るボランティア日本語教室連絡会議の設置（日本語ボランティアの育成や活動拠点となる施設の貸出し等、ボランティア日本語教室の継続的・安定的な活動のための支援） ウ. ・地域住民との交流会（川口市で生活するうえで必要な生活マナー、ごみ出しのルール、町会・自治会の仕組み等の情報提供に加え、外国人住民が地域により馴染めるよう町会・自治会による日本人住民と外国人住民の交流会の開催を支援） ・川口市外国人による日本語スピーチコンテスト
市区町村	東京都 港区	ア. 地域社会の共通言語としての「やさしい日本語」の普及 イ. 外国人と日本人による協働のコミュニティの構築 ウ. ・国際性豊かなスポーツイベントの実施 ・外国人のニーズに対応した事業の展開 ・AZABUWORLDFFESTA
市区町村	岐阜県 美濃加茂市	ア. 外国人市民の地域活動への参加を推進します。 ウ. ・外国人市民と日本人市民の交流する機会を提供します。 ・すべての市民が主体となって行う多文化共生・国際交流活動を支援します。

3. 地域における多文化共生の推進に係る具体的な施策

(3) 多文化共生の地域づくり

① 地域社会に対する意識啓発

地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
市区町村	福井県 越前市	<p>ア. ・地域における人権啓発 ・【重点施策】多文化理解啓発事業（広報事業） ・地区公民館で異文化理解講座の開設（地区公民館で日本人市民が異文化を理解できる講座を開設する。） ・各町内会・市内事業所等における人権啓発</p> <p>イ. 人権擁護推進事業（外国人の母国語による人権相談（職場・日常生活上・SNSでのトラブル等）の窓口を周知し、外国人の人権擁護を推進する。）</p> <p>ウ. ・【重点施策】（仮称）市民センターに入居する各種市民団体との交流 ・【重点施策】スポーツ大会などのイベント開催による交流促進 ・認定こども園・保育園での多文化理解のための行事開催 ・「食」をテーマにした交流イベントの開催</p>
市区町村	愛知県 知立市	<p>ア. ・パンフレット・ポスターを庁内及び、各施設に設置し人権問題に関する知識と理解を深め、人権意識の高揚に努めます。 ・「人権週間」中に行う街頭啓発をとおし、外国人を含む人権啓発に努めます。</p> <p>イ. 多文化共生センターの運営</p> <p>ウ. 語学講座・料理教室等の開催、ゆかたパーティ等日本文化体験会の開催により、相互理解を図ります</p>
市区町村	大阪府 吹田市	<p>ア. 市民の人権意識の普及高揚を図り、共に生きることができる社会を目指すことを目的に活動する団体に対し補助金を交付しています。</p> <p>ウ. ・外国と日本の青少年が、互いの文化や価値観に対する理解を深める機会となるイベントを開催しています。図書館では小学生等と保護者を対象に大学生ボランティアグループによる英語絵本の読み聞かせや英語による遊びの時間を提供しています。 ・日本人市民と外国籍市民等が互いの人権や平和の大切さを啓発するイベントとして人権フェスティバルなどを開催しています。</p>

3. 地域における多文化共生の推進に係る具体的な施策

(3) 多文化共生の地域づくり

① 地域社会に対する意識啓発

地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
市区町村	広島県 安芸高田市	ウ. ①地域文化交流 <ul style="list-style-type: none"> ・外国人が居住する地域の伝統文化を継承する組織に協力依頼し、外国人市民には継承組織への加入を啓発 ・伝統芸能の研修、実践活動の補助（通訳などのボランティア支援） ②外国人市民が地域行事、振興会、PTAに参画しやすい地域づくり <ul style="list-style-type: none"> ・外国人が居住する地域振興会、PTA組織に協力依頼 ・外国人市民に組織への加入を要請 ・活動する外国人へのフォロー ・情報共有しニーズ・課題などの検証、コーディネーターによる活性化企画
市区町村	熊本県 八代市	ア. ・国際化に関する知識、情報の積極的な提供 <ul style="list-style-type: none"> ・国際理解のための講座や 交流イベントの開催 ・国際交流ボランティア登録制度の充実と活用 ウ. ・地域における外国人市民との交流機会の創出

3. 地域における多文化共生の推進に係る具体的な施策

(3) 多文化共生の地域づくり

② 外国人住民の自立と社会参画

総務省プランの記述

ア. キーパーソン・ネットワーク・自助組織等の支援

- 外国人住民が、地域住民として主体的に地域で活動できるよう、地域の外国人コミュニティのキーパーソンとなるような人物や外国人住民のネットワーク、そして外国人住民の自助組織の支援を行うこと。

イ. 外国人住民の意見を地域の施策に反映させる仕組みの導入

- 審議会や委員会などの会議への外国人住民の参加を促進し、地方公共団体の施策に外国人住民の意見を広く反映させる仕組みを構築すること。

ウ. 外国人住民の地域社会への参画

- 地域の実情に応じて適切な自立支援体制を整備すると同時に、外国人住民の地域社会（自治会、商店街、PTAなど）への参画を促進すること。

エ. 地域社会に貢献する外国人住民の表彰制度

- 外国人住民の中には、様々な形で地域社会の構成員として活躍し、地元社会に貢献している人々もいることから、そのような活動を評価し、表彰すること。

3. 地域における多文化共生の推進に係る具体的な施策

(3) 多文化共生の地域づくり

② 外国人住民の自立と社会参画

地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
都道府県	宮城県	なし
都道府県	埼玉県	ア. キーパーソンを活用した地域づくり イ. 多言語による「知事への提言」の実施 エ. 多文化共生の推進に貢献した人に対し「埼玉グローバル賞」の表彰
都道府県	富山県	ア. 外国人支援団体等の育成・ネットワーク化 ・ 地域社会と企業のつなぎ役となる人材の設置 エ. 多文化共生の推進に貢献のあった個人や団体に対する顕彰の実施
都道府県	静岡県	ア. 母語と日本語を十分話すことができる外国人県民に対し、外国語ボランティアや医療通訳者等、日本語能力が十分でない外国人県民を支援する人材としての活躍を促進します イ. 県や市町の各種審議会や委員会等への外国人県民の参加促進 を図るため、行政内での機運醸成に努めるとともに、外国人県民への広報啓発を推進し、外国人県民の声を行政に反映させるための仕組みづくりを推進します。 ウ. 外国人県民が主体的に地域社会に参画できるよう、NPOや自治会等が行う地域活動等の広報啓発を一層推進するとともに、 日本人県民と外国人県民が共に活動する先進事例の情報発信 を行います。 ・外国青年招致事業の情報提供をはじめ、来日直後のオリエンテーション、巡回指導、研修等を実施することにより、小中学校・高校の外国語教育や行政の国際交流活動に従事する外国青年の市町等における招致を支援します。
政令指定都市	千葉県 千葉市	ア. 国際交流ボランティアの中心となるリーダーの発掘・育成を推進します。 ウ. 外国人市民が、近隣市民と、四季折々の行事を楽しみ、緊急時には互いに助け合える関係を築けるよう、町内自治会等地域団体への参加を支援します。
政令指定都市	愛知県 名古屋市	ア. 多文化共生を進める団体交流会 イ. 外国人市民懇談会 ウ. 多文化共生推進モデル事業 ・ 外国人市民への町内会・自治会のしくみ啓発事業

3. 地域における多文化共生の推進に係る具体的な施策

(3) 多文化共生の地域づくり

② 外国人住民の自立と社会参画

地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
政令指定都市	岡山県 岡山市	ア. ・岡山市国際交流協議会と連携して通訳や相互理解のサポートなどを行う多文化共生コーディネーターを育成する ・通訳・翻訳などのボランティア登録制度を拡充し、より幅広い分野での外国人支援に活用する ・外国人ボランティアの登録者を増やし、外国人による外国人支援のためのボランティア活動を推進する イ. 審議会や委員会などへ外国人市民の参加を進める ウ. 町内会、PTA、公民館などの活動情報を多言語化し提供 するとともに、岡山市で行われるイベントのスタッフやボランティア活動への外国人材の活用を推進するため、外国人市民の参加を呼びかけ地域社会への参加を進める
市区町村	埼玉県 川口市	なし
市区町村	東京都 港区	イ. 外国人の意見、要望等の把握 ・ 外国人の要望や意見を的確に把握するための方法を検討します。 ・港区民世論調査（2年ごと）、港区在住外国人意識調査（3年ごと）、各地区住民意識調査（3年ごと）等、区が実施する調査の対象に外国人を含め、多言語で調査票を作成します。 ・ 外国人向け多言語メールマガジン「Minato Information Mail（ミナトインフォメーションメール、愛称『MIM・ミム』）」によるアンケート調査 を各年度2回程度実施します。 ウ. ・港区伝統文化紹介事業 ・赤坂・青山地域国際化プロジェクト
市区町村	福井県 越前市	ア. 町内会や自治振興会等への外国人参画を通じたキーパーソンの発掘及び育成 イ. 外国人市民対象地域ミーティングの開催 （外国人の集住地区で地域ミーティングを計画的に開催する） ウ. ・外国人の 町内会への加入促進 ・国際交流推進事業（例：越前市サマーフェスティバルのふるさと踊りへの参加や、食文化交流会） ・地域自治振興事業の特別事業における外国人加算枠の設置

3. 地域における多文化共生の推進に係る具体的な施策

(3) 多文化共生の地域づくり

② 外国人住民の自立と社会参画

地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
市区町村	岐阜県 美濃加茂市	なし
市区町村	愛知県 知立市	イ. 外国人市民も地域の支え手として活躍できるよう、地域の課題や解決策を話し合う「昭和未来会議」を開催し、外国人も含めた地域住民間士の意見交換や協働の取り組みを促進します。 ウ. 町内会や自治会の活動を広報 、ホームページ、ちらしで周知し、地域社会への参画促進を図ります。
市区町村	大阪府 吹田市	なし
市区町村	広島県 安芸高田市	ウ. 地域文化交流による地域の活性化 1) 外国人が居住する地域の伝統文化を継承する組織に協力依頼 2) 外国人市民に継承組織への加入を啓発 3) 伝統芸能の研修、実践活動の補助（通訳などのボランティア支援）
市区町村	熊本県 八代市	なし

3. 地域における多文化共生の推進に係る具体的な施策

(3) 多文化共生の地域づくり

③ その他

総務省プランの記述

- (なし)

地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
市区町村	広島県 安芸高田市	<ul style="list-style-type: none"> • 多様性あるまちづくりの魅力の発信事業(多文化共生サミット) 多文化共生を先進的に取組む安芸高田市の魅力を全国的にアピールすることを目的として、外国人散住都市の市長に呼びかけを行い「多文化共生サミット」を開催します。それにより全国各地の外国人散住都市とネットワークを構築し、情報交換や問題の共有化など連携を図ります。



NTT DATA

Trusted Global Innovator